

## 議案第43号

### 北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の件

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更しようとするものであります。

平成29年9月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

### 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

### 説 明

平成29年6月1日付けで西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付けで江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

## 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案		現 行	
別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
—略—	—略—	—略—	—略—
檜山振興局 (11)	—略—檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合	檜山振興局 (11)	—略—檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合
—略—	—略—	—略—	—略—
胆振総合振興局 (12)	(略)胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u>	胆振総合振興局 (12)	(略)胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u>
—略—	—略—	—略—	—略—
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	—略— 胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高東部消防組合 —略—	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	—略— 胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高東部消防組合 —略—

改正案		現行	
2～7 一略一		2～7 一略一	
8 一略一	一略一	8 一略一	一略一
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	一略一 檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合 一略一 胆振東部消防組合、 <u>西胆振行政事務組合</u> 、日高西部消防組合 一略一	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	一略一 檜山広域行政組合、 <u>江差町ほか2町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生センター組合 一略一 胆振東部消防組合、 <u>西胆振消防組合</u> 、日高西部消防組合 一略一
10 一略一	一略一	10 一略一	一略一
<p>附 則</p> <p><u>この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p>			